

熱川温泉病院における診療情報開示のご案内

当院では患者様ご自身からの申請に基づいて、カルテ開示を行っています。カルテに記載された情報は、患者様の個人情報ですので、患者様ご本人以外への開示は基本的には行っていません。

またご本人であっても開示することにより、治療に有害な影響が予測される場合などは、病院内の「診療情報開示委員会」で検討し、開示の可否を決めさせていただきますのでご了承ください。

提供できる診療情報（当院が作成したものに限りです）

- | | |
|--------------------------------|----------------|
| ○ 外来診療録 | ○ 入院診療録 |
| ○ リハビリテーション記録 | ○ レントゲン・CT検査画像 |
| ○ 紹介状など診療の過程で患者の病状等について作成された書面 | |

他の医療機関から提供された文書、画像等はその医療機関の同意がない限り開示できません。

※開示請求のできる方

開示を受けることができるのは原則として患者さん本人となります。法定代理人、相続人等の患者さん本人に準ずる方の開示請求については当院にお問い合わせ下さい。

※請求方法

開示を受けるには当院所定の様式にご記入頂き、公的に本人、代理人等であることが証明出る書類や委任状を併せて提出して頂きます。また、開示することにより患者さん本人の心身に影響を及ぼすおそれがある場合や第三者の利益を損なうおそれがある場合等の事由が認められる場合は開示ができないことがありますので、あらかじめご了承下さい。

※開示方法

開示が認められた場合には診療記録の院内での閲覧または複写をお渡しすることになります。

※費用の徴収

内容	費用
開示事務手数料	1件につき 2,200円（税込）
電子カルテによる診療記録のプリント代	1枚（片面） 11円（税込）
診療録（紙カルテ）の写し コピー代	モノクロ1枚（片面） 11円（税込）
	カラー1枚（片面） 55円（税込）
画像CD-R	1枚 1,100円（税込）

※開示請求及び問い合わせ窓口

医事課 芳賀聖也、情報管理 杉山美恵子